



記者発表資料

	令和2年12月23日 保健福祉局保護課 電話 245-5108 内線 2686
--	--

九都県市同時発表
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

「ホームレスとなるおそれのある人の自立支援に向けた要望」について

九都県市では、ホームレスとなるおそれのある人の自立支援について、所要の措置が講じられるよう、国に対して要望を実施しますので、お知らせします。

1 経緯

国が実施する「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」では、路上等で生活するホームレスの人数は年々減少している。しかし、ホームレスの中には、定まった住居を喪失し終夜営業店舗等で寝泊まりする等、不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所を行き来している層が存在するが、その実態は十分に把握されておらず、このようなホームレスとなるおそれのある人の実態を把握し、ホームレスとならないよう取り組んでいくことが課題となっている。

このため、九都県市では、国に対して、ホームレスとなるおそれのある人の自立支援について所要の措置を講ずるよう要望する。

2 要望実施日

- (1) 日時
令和2年12月25日（金）9：30
- (2) 要望先
厚生労働省

3 要望内容（詳細は別添参照）

- (1) 終夜営業店舗等で寝泊まりする等不安定な生活環境にある「ホームレスとなるおそれのある人」の実態把握のため、国の責任の下、実態調査を実施すること。
- (2) 「ホームレスとなるおそれのある人」に対する調査については、5年に1回程度、定期的を実施するとともに、全国一律の基準により、設問の設計、面接調査、集計まで国が一括して実施すること。また、調査の結果を踏まえた実効性のある効果的な支援方法について明確にすること。

4 問合せ先

川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室（九都県市首脳会議事務局）
【電話】044-200-3496
千葉市保健福祉局保護課（千葉市のホームレスの現状等について）
【電話】043-245-5108